

平成 27 年 1 月 22 日【第 444 回】

★～ 平成 26 年中の県内の犯罪情勢について ～★

『今朝は警察本部生活安全企画課の下地さんにスタジオに入ってもらいました。今朝のテーマはなんですか？』

はい、今朝のテーマは「平成 26 年中の県内の犯罪情勢」について、お話していきたいと思います。

『昨年 1 年間、県内ではどれくらいの犯罪被害があったんでしょうか。』

昨年 1 年間、警察に届出のあった刑法犯の件数は、9,800 件余りで、平成 25 年と比較して 8.7% の減少となり、平成 15 年以降 12 年連続して減少しております。

『12 年連続で犯罪は減っているということなんですが、どれくらい減ったんでしょうか。』

県内の犯罪認知件数は、平成 6 年以降から増加傾向となり、平成 14 年はピークで、年間 25,641 件を記録しました。

その後、県民や県、各事業所などが一体となって、「ちゅらさん運動」などの様々な防犯対策に取り組んだ結果、昨年は、平成 14 年と比較して、61.5% まで減少させることができました。

また、1 年間の刑法犯の件数が 1 万件を下回ったのは、昭和 48 年の 9,882 件以来、41 年ぶりとなっております。

『ところで、どんな犯罪が多いんでしょうか？』

刑法犯全体の約 7 割が窃盗、いわゆるドロボウの被害で、その中でも自転車盗、万引き、オートバイ盗などの割合が多く、この 3 つで窃盗犯の約半数を占めています。

先ほど、平成 14 年と比較して、全体で 61.5% 減少しているとお話ししましたが、自転車盗と万引きについては、減少傾向が見られず、横ばい状態が続いております。

万引きについては、むしろ平成 14 年よりも増加しております。

『全体的には減少している中で、自転車を盗まれる被害と万引きは減少していないということですか。』

はい、その通りです。

窃盗犯に占める割合が最も高いということは、県内で最も多い犯罪ということになりますので、県警では、自転車盗や万引きに重点を置いた対策を推進することとしております。

具体的には、自転車を盗まれないための対策として、必ず鍵を掛けるということや、万引き対策として、「万引きは犯罪」ということを広く広報しています。万引きは、窃盗、つまり泥棒ですので、10年以下の懲役、又は50万円以下の罰金が適用されるということを知っていただきたいと思います。

『そうなんですよ。『万引き』は人の物を盗む泥棒ですよ。』

その通りです。

「万引きは泥棒ではない」と考えて、小中学生が遊び感覚で「万引き」をするということも少なくありません。

「万引き」を繰り返していると、「人の物を盗む」ということに対する意識が段々薄れていき、それがエスカレートして、人の家に空き巣に入ったり、路上でひったくりをしたり、更には強盗といった重大犯罪を犯すことになりかねません。

「万引きをしない、させない」ということは、将来の犯罪者を生まないということですので、学校や地域の方々、そしてお店を経営している方々と協力して、規範意識を高める対策を行っていきたいと考えております。

これまでは、犯罪の被害に遭わないようにするための防犯対策が主でしたが、子どもたちを犯罪に走らせないための対策も重要になりますね。

では、最後にもう一言、お願いします。

これまでお話ししたとおり、犯罪は減少して、県内の情勢は良い方向に向かっていると言えますが、更に1件でも犯罪を減らすために、やらなければいけないことは、まだまだたくさんあります。

犯罪を発生させないためには、県民の皆さん一人一人が「防犯について強い関心を持つ」ことが大切です。

現在、県内各地では、自主防犯ボランティア活動として、地域の方々による万

引き防止などの防犯パトロールや子どもを犯罪から守る活動などが盛んに行われております。これが「ちゅらさん運動」です。

「ちゅらさん運動」に参加する方が増え、自主防犯活動が活発になることで、犯罪の起きにくい地域が実現し、犯罪をなくすことができます。

「ちゅらさん運動」は、「できることを、できるときに」やりましょうという運動ですので、多くの皆様に参加して頂きたいと思います。

この沖縄から犯罪をなくし、安全、安心な県づくりのため、「ちゅらさん運動」を盛り上げていきましょう。

『今朝は県警生活安全企画課の下地さんにお話をうかがいました。
どうもありがとうございました。』